

(一社) 住宅生産団体連合会 発表資料

省エネルギー性能向上に係る課題等について

平成30年 10月 29日

一般社団法人 住宅生産団体連合会

住宅性能向上委員会 三浦 敏治

一般社団法人 住宅生産団体連合会（住団連）の紹介

1. 団体概要

一般社団法人 住宅生産団体連合会は、住宅業界が構造・工法の枠を超え、一体となって住宅・住環境・住生活・住宅産業に関する様々な課題の解決に取り組み、住宅の質と住環境の向上に寄与することを目的として1992年6月に設立。

住宅生産団体連合会では、これから目指すべき日本の住宅及び住環境のありようを明らかにしながら、質の高いストックの形成と住環境の充実に向け、積極的な活動を展開している。

2. 会員団体（10団体）

一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会 【全建連】

- 中小建築工事業に従事する工務店が組織する団体
- 会員数 約50,000社 ● 年間供給戸数 約12万戸

一般社団法人 全国住宅産業協会 【全住協】

- 建売住宅とマンションの供給、不動産流通事業に従事する中堅企業を中心に組織する団体
- 会員数 約1,600社 ● 年間供給戸数 約7万戸
(建売住宅 約5万戸、マンション 約2万戸)

一般社団法人 JBN・全国工務店協会 【JBN】

- 中小工務店の全国組織で事務、技術、人材、品質、情報等の面から工務店をサポートする団体
- 会員数 約3,000社 ● 年間供給戸数 約3万戸

一般社団法人 日本木造住宅産業協会 【木住協】

- 会員数 483社 ● 年間供給戸数 約9.3万戸

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会 【ツーバイ協】

- 会員数 865社 ● 年間供給戸数 約12万戸

一般社団法人 プレハブ建築協会 【プレ協】

- 会員数(正会員) 34社 ● 年間供給戸数 約14万戸

一般財団法人 住宅生産振興財団

一般社団法人 リビングアメニティ協会

一般社団法人 新都市ハウジング協会

一般社団法人 輸入住宅産業協会

3つの論点に対する課題

住団連がカバーする事業の範囲

	現行制度	
	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	

※1年間に新築する戸建住宅の戸数が150戸以上の住宅生産団体連合会

住宅 (小／中／大規模)

提示された3論点に対する課題の認識

① 新築住宅・建築物の省エネ基準
適合の確保 (ボトムアップ)

- 中小工務店/建築主の実態
- 将来の課題

② 高い省エネ性能を有する新築住宅・
建築物の供給促進 (トップアップ)

- トップランナー制度の現状等
- ZEH等の高性能住宅への支援

③ 既存ストックの省エネルギー性能
向上 (ストック)

- 省エネ・断熱改修を実施する動機の弱さ

① 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保

現状・課題

(1) 中小工務店の実態

- 意識が高い工務店もいるが、一般に、工務店同士のつながりは希薄で、省エネ関連講習会の受講経験がない事業者も多く、省エネに関する情報・理解度ともに不足しがち。
- 小規模工務店では設計部門が独立しておらず、経営者に情報が集中するなど体制が整っていないため、省エネ関連情報の優先順位も低い。
- 基準への対応は数十万円/戸のコストアップとなるが、このことを顧客に説明しても価格の据え置きを求められることがあり、積極的に勧めていない。
- 省エネ性能と価格の関係や、省エネ化によるメリット等を説明しづらいため、最終的には価格の安さを重視しがち。
- 開口比率を高めた外観デザインを売りにしている工務店にとっては、外皮の高性能化には限度がある。
- 多くが届出対象物件を手掛けた経験が無いため、省エネ基準適合に係る手間・費用等もわからず、結果、回避する傾向にある。
- 省エネ計算・申請手続等を内作できない場合、顧客に転嫁できない外注費用が発生する。また、省エネ計算を行う外注先の確保が困難と捉えている工務店も多い。
- 寒冷地等においては、省エネに関する中小工務店の関心も低く、基準適合率も高くない。

① 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保

現状・課題

(2) 建築主等の実態

<戸建住宅>

- 工務店や設計事務所側からの省エネに関する積極的な情報提供の機会は少なく、省エネに関する情報・理解は不足しがち。
- 省エネ基準への対応は数十万円/戸のコストアップとなるが、光熱費の削減効果やその他のメリットを十分に説明してもらえないことができず、最終的に価格の安さを重視してしまうことが多い。
- 外観デザインや住宅設備・太陽光発電など目に見えやすい要素に関心が向かいやすく、住戸全体としての省エネ性には関心が向きづらい。
- 快適性や嗜好を重視し、省エネ計算上不利になる設備(床暖房)を選ぶこともある。その選択で省エネ基準への適合可否が大きく左右されることも多い。

<集合住宅（賃貸・分譲）>

- 立地や利便性等からなる相場家賃・価格に省エネ性向上分を転嫁しにくい。また賃貸集合住宅は戸建住宅と比べて短期の居住となるため、建築主と入居者の双方にとって、省エネは重視されない傾向がある。

① 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保

現状・課題

(3) 将来の課題

- 将来、建材や設備の高性能化が進むことで、住宅の省エネ基準適合率は今後上がっていくことは予想されるものの、現状ではまだ低く、約6割に留まっている。
- 一方、住宅の新築件数は極めて多く、全ての住宅に現行制度のような省エネ・外皮計算や手続を求めることは、供給側・制度執行側の双方にとって負担が過大であり、人材不足も相まって、住宅市場に大きな混乱をもたらすおそれがある。
- また、現行の省エネ計算上不利なものとして、開口率の高い開放的空間、床暖房設備の採用などがあるが、これらの選択肢が義務化によって市場から排除されてしまうことは、住まいの豊かさや設計者・建築主の自由度を損なうおそれ。
(建築主・供給側双方の省エネへの理解度向上は必須。)

① 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保

意見

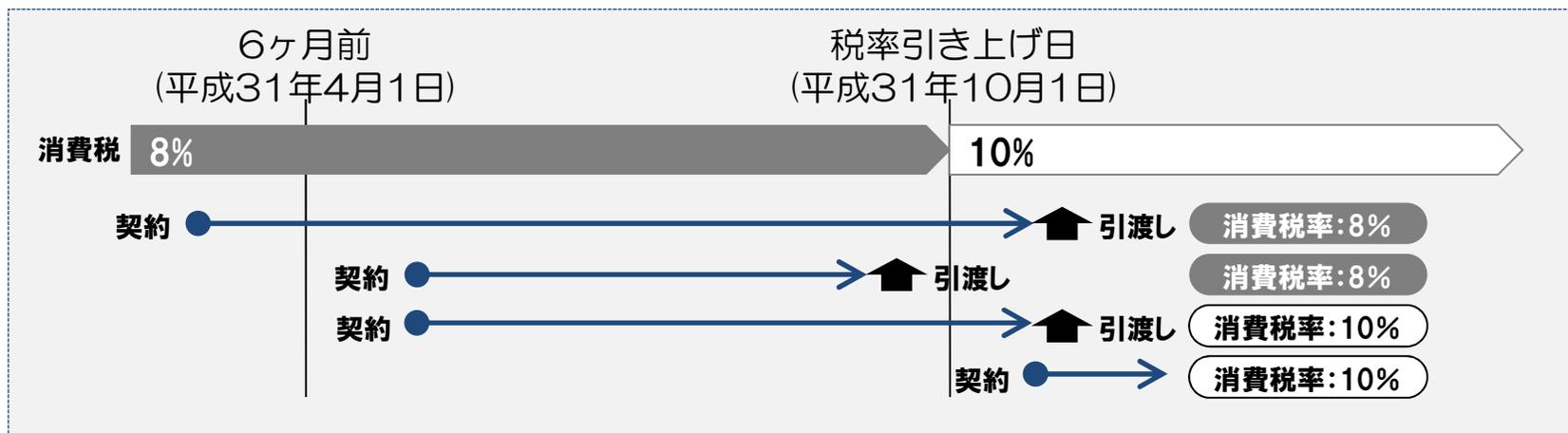
- 新築住宅の省エネ基準適合に向けて取り組んできたところだが、2020年時点で、全ての「住宅」に対して、大規模建築物と同様の義務化を課すことは、影響が甚大であり、現実的ではない。
- 中小工務店に対して省エネの意識付けや届出の実施を促すためには、手続・計算ともに**合理化・簡素化**に向けた見直しが必要。
- 省エネ性能の表示への誘導や、有資格者等による説明行為を、住宅のマーケットメカニズムに組み込むような考え方も重要。

① 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保

意見(続き)

- **消費税増税が実施されるこの時期**において、コストアップにつながる規制強化の議論は、増税後の住宅需要落ち込みを助長するおそれ。住宅取得マインドを冷え込ませないためにも、**一定の省エネ性を確保した住宅への支援措置**の実施等も並行して検討する必要。

■ 消費税率10%引き上げ時の経過措置



【参考】前回の消費税引上げに関連して実施された予算措置

- すまい給付金
- **省エネ**や耐震化に資する**ポイント制度**
- 住宅金融支援機構の金利優遇

②高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

1. トップランナー制度

現状・課題

- 現在、トップランナー基準（BEI 0.9）をベンチマークに設定して、ギリギリで基準を達成している事業者が多いため、2020年基準（BEI 0.85）への対応はコストアップを伴う仕様変更を要する。
- 価格相場の低い寒冷地等においては、達成できない場合がある。
- 毎年度の国への報告においては、全ての分譲住宅のタイプごとに仕様を記入し、基準エネルギー・消費エネルギーを算定したシートを作成して提出している。

②高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

注文戸建・賃貸集合にトップランナー制度を準用した場合の懸念事項

(1) 注文戸建住宅

- 建築主の省エネへの意思(意向)さえあれば、基準適合は難しくない。
- 商品シリーズとして仕様を決めた住宅を供給している事業者では、商品シリーズの企画において住宅の省エネ水準を定めることが出来る。
- 一方で、住宅に要する資金が限られる住宅計画に対しては、住宅供給側による主体的なコントロールがしづらい面もある。
(建築主はあくまで、一般消費者である個人のお客様)
- 分譲戸建住宅と比べて設備・仕様のバリエーションが多くなるため、報告に係る事務作業がより煩雑になる。

②高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

注文戸建・賃貸集合にトップランナー制度を準用した場合の懸念事項

(2) 賃貸集合住宅

- 注文戸建住宅と同様の理由で、供給側による省エネ性の主体的なコントロールは困難な面もある。特に、建築主である賃貸オーナー自身が居住しないため、コストダウンを優先する傾向は強い。
- 事業の特性上、エアコンや照明を設置しない場合もあり、寒冷地などのエリアでは基準達成が困難となる場合が多い。
- 入居者の省エネに対するニーズが小さいため、省エネ向上分の家賃転嫁が難しく、事業目線では取り組みづらい。
- 建築主が施工者を選定する際、トップランナー基準が課せられる者よりも、課せられない者の方が事業上有利となる。

2. ZEH等の高い省エネ性を有する住宅

現状・課題

- 省エネ基準への適合率向上以外にも、**2030年度**の家庭部門における**省CO2目標**（2013年度比▲39%）**達成に向けては、高いレベルでの取組が必要。**
- **ZEH**（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や**LCCM**（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅などの高性能な住宅の供給数増加は、住宅設備・建材の省エネ性能向上や価格の低廉化、設計手法の確立などの**様々な面において貢献**している。
- 太陽光発電等の創エネルギーのための係り増し費用が大きく、**補助金が無ければ、光熱費削減による投資回収に長期間**を要することになり、**需要・供給が落ち込む**おそれ。

意見

1. トップランナー制度

- 2020年の基準強化に際しては、現行の達成状況や実態を踏まえ、**手続・省エネ計算の合理化**をさらに進める必要がある。
- 分譲戸建住宅以外への**対象拡大の検討にあたっては**、施工者の適切な役割、エリア事情、事業者の事務負担、住宅価格への**影響等を十分に考慮**することが必要であり、コストの問題の解決に資する**誘導的施策**も合わせて検討いただきたい。

2. ZEH等の高い省エネ性を有する住宅

- 家庭部門全体の省エネ・省CO2化に向けて、**ZEH・LCCM住宅**などの**高性能な省エネ住宅に対する補助制度の継続・拡充**等の**供給支援策**を講じていただきたい。

③既存ストックの省エネルギー性能向上

現状・課題

- 省エネ基準適合のための係り増し費用が新築以上に多大となる。
- 既存の税制優遇措置や補助制度を受けるためには、多くの場合、全ての居室の断熱改修を行う必要があり、消費者ニーズ（メリット）や負担能力を大きく超えたものとなっており、マッチしづらい。
- 住宅の断熱性能と健康増進効果の関係の公的なエビデンスが不足。

■省エネ改修を対象とした税制優遇措置の例

○所得税額の特別控除（投資型減税）

一定の省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%をその年分の所得税額から控除。

<対象工事>

（平成29年3月以前から居住していた場合）

右表の①の改修工事又は①とあわせて行う②、③、④の改修工事（①、②はいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

	工事内容
①	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事【必須】
②	床の断熱工事 天井の断熱工事 壁の断熱工事
③	太陽光発電装置の設置工事
④	高効率空調機の設置工事 高効率給湯器の設置工事 太陽熱利用システムの設置工事

※平成29年4月以降に居住開始した場合は、部分的な断熱改修であっても対象になり得るが、住宅性能評価等により性能向上を証明する必要。

③既存ストックの省エネルギー性能向上

意見

- 全体の外皮性能の確保の困難度やコストを踏まえ、省エネ改修を対象とした各税制優遇措置や補助制度の要件として、**部分的な省エネ改修**を認めるなど、**制度の弾力的な運用が必要**である。
- 住宅の**断熱性能と健康増進効果の関係のエビデンス**を検証し、公的負担の軽減効果等も踏まえた上で、**光熱費削減・環境貢献以外のメリットを創出**し、発信すべきではないか。

以上

省エネルギー性能向上に係る課題等について
参考資料

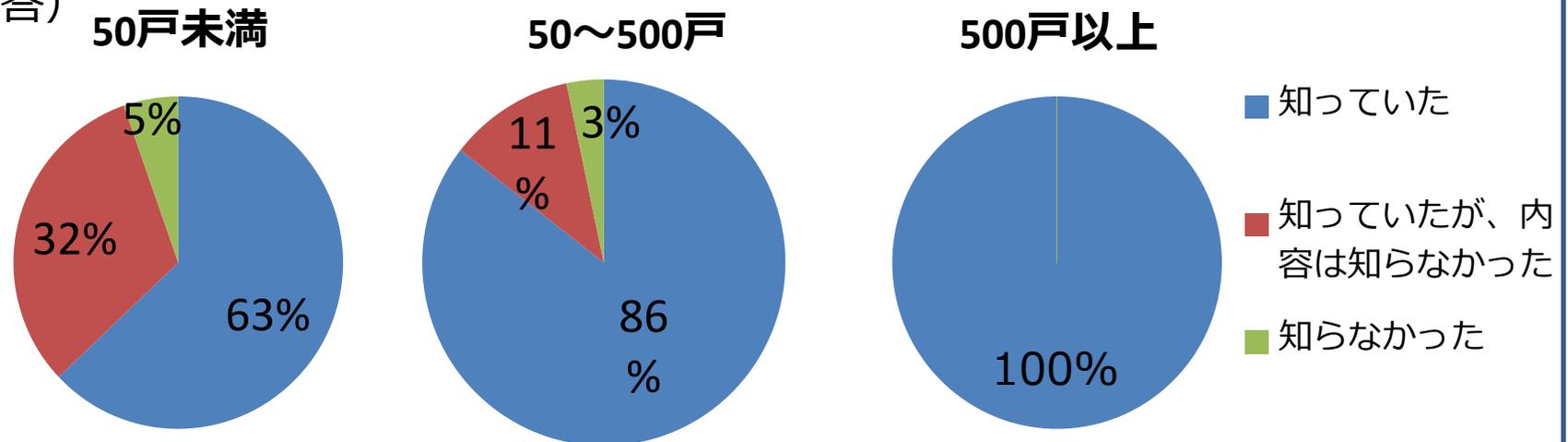
一般社団法人 住宅生産団体連合会

住団連ヒアリング① 中小工務店の実態（省エネ関連制度周知状況）

- 住団連平成26年アンケート調査（平成26年5月16日～7月22日）
- 目的
 - 「住宅性能表示制度」等諸制度の取組実態調査
 - 諸制度の周知、利用促進
 - 2020年度までの段階的適合義務化の意識向上
- 回答事業者数 439社（50戸未満210社、50～500戸168社、500戸以上46社）

（設問）住宅・建築物の省エネ基準が、2020年までに段階的に適合義務化される予定であることを知っていましたか

（回答）

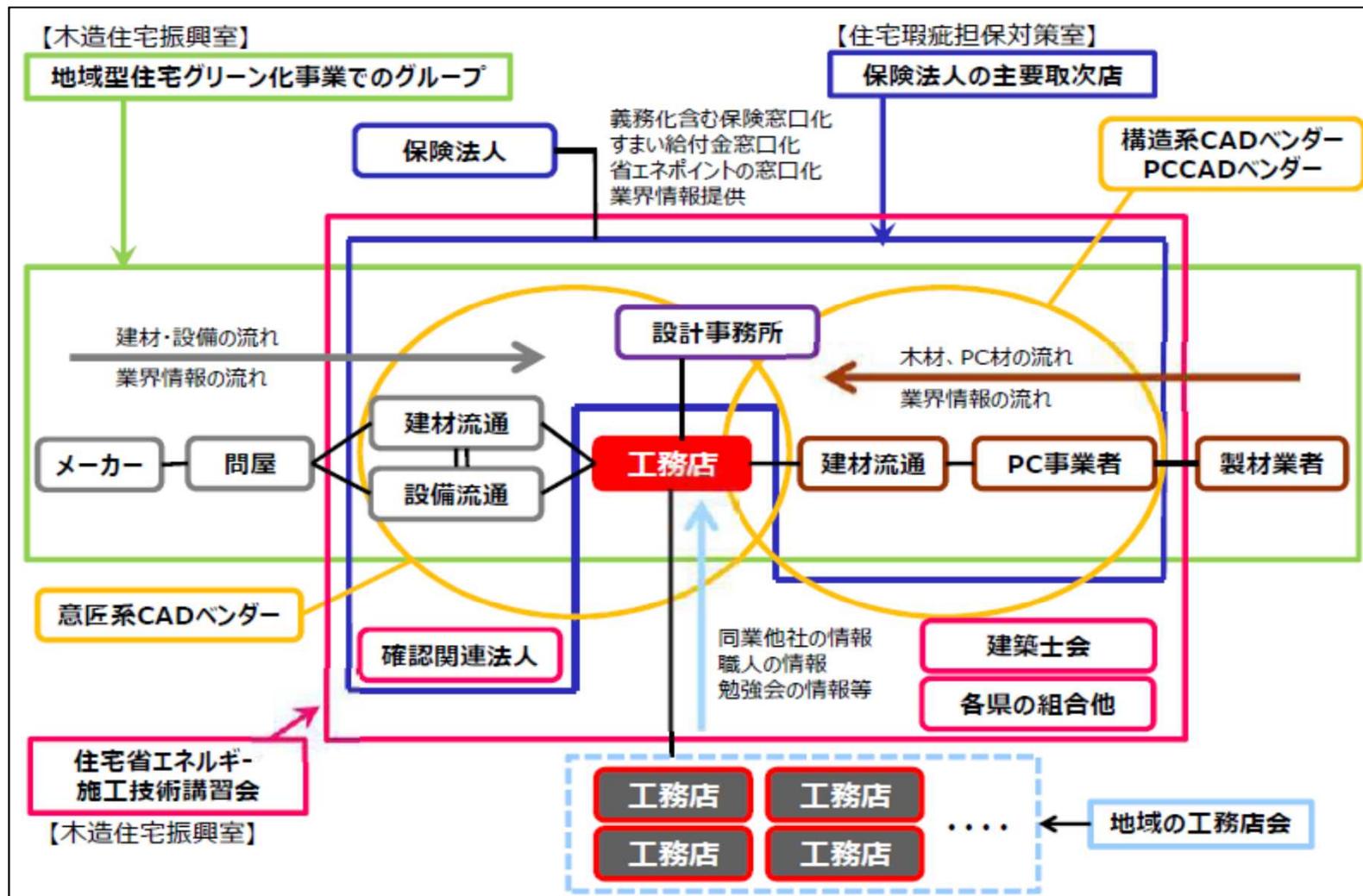


50戸未満の工務店の63%が義務化について知っているとは回答
ただし、回答した210社が50戸未満の工務店実態を反映しているか疑問

住団連ヒアリング② ヒアリング対象事業者 (平成27年5月～7月)

団体・業種		事業者	住所	年間実績	社員数	調査日	備考
中小工務店	木住協	A社	藤沢市	26戸	19人	7/13	-
		B社	茅ヶ崎市	20戸	9人	7/13	-
		C社	相模原市	30戸	6人	7/13	他、リフォーム部門有り
		D社	日野市	12戸	14人	7/14	他、不動産等に36人
	2×4協会	E社	横浜市	36戸	58人	6/16	他、RC賃貸等113戸
		F社	横浜市	67戸	31人	6/23	他、リフォーム事業6人
		G社	八王子市	32戸	20人	6/30	-
		H社	川口市	10戸	5人	7/7	-
	全建連	I社	足立区	0戸	1人	7/6	グループインタビュー L社は設計専門
		J社	豊島区	2戸	5人		
		K社	練馬区	2戸	3人		
		L社	豊島区	-	2人		
関連事業者	CADベンダー	M社	坂井市	-	-	5/14	-
		N社	新宿区	-	-	5/14	-
	建材メーカー	O社	千代田区	-	-	5/15	-
		P社	江東区	-	-	5/20	-
	保険法人	Q社	千代田区	-	-	5/20	-
	流通(問屋)	R社	新宿区	-	-	7/17	-
		S社	横浜市	-	-	7/17	-

住団連ヒアリング③ 中小工務店の実態 (取り巻く環境と情報ルート)



- 建材メーカー、流通、プレカット事業者等、モノの流れに伴う日常業務ルート
- 設計事務所、審査機関、保険法人等の制度の枠組に伴う日常業務ルート
- 組合等セミナー、流通主催講習会、省エネ施工講習会、地域型住宅グリーン化事業、フランチャイズ等

- エリアの**工務店同士のつながりはほとんどない**。
- 講習会の**受講経験がない事業者は多い**。

○関連事業者の視点

- 講習会**参加者は同一者に偏っており**、広く浸透しているかは疑問。
- グリーン化事業をきっかけに、工務店同士の情報交換が増加傾向。ただし、熱心な工務店は約2割。残りは情報入手が主目的で、実績につながるケースはほとんどない。
- 全国的な傾向として、**受注の無い地元工務店が増加し**、省エネ等の情報は不要となる。

住団連ヒアリング⑤ 中小工務店の実態（集客・業務内容等）

- 顧客発掘ルートは、紹介、ホームページ、見学会、展示場による。
特に、**ホームページからのアプローチが増加傾向**。（比較的若い世代）
- 地元の丘陵地に応じた地下室付住宅が得意な工務店や、外観デザインにこだわりを持つ工務店、地元の不動産情報、旧来の地主との信頼関係等、**地域顧客に必要な工務店として、地域に根ざした事業展開**をしている。
- 価格決定は、地域の相場や顧客との関係によるが、規模が小さいほど、**顧客の要望・意向に左右されやすい傾向**。

○関連事業者の視点

- 顧客からは**アフターの要望が増加傾向**。本来は御用聞き訪問等で対応していたが、人手不足により、点検を外注しているケースが増加傾向。
- 新築受注がない工務店は、**メンテナンス・リフォーム**を経営の大きな柱としている。

○省エネ性能への意識

- 省エネ性能は大手メーカーや先進工務店に劣るが、**地域工務店と同程度**なら問題無い。
- 首都圏の**顧客に受け入れられれば**、それ以上の性能は必要ない。
- 同業多数が対応していないので、**現状維持**でいいと考えている。
- 平成27年4月1日の平成25年基準切り替えを知らなかった。（H27.7.7時点）

住団連ヒアリング⑥ 中小工務店の実態（省エネ基準適合義務に係る課題）

○省エネ計算や申請手続等への対応の困難さ

【内製対応の場合】

①理解不足・経験不足等

- ・ Webプログラムの使用経験や、申請対応の**経験がない**。
- ・ Webプログラムや一次エネルギー消費量計算を**知らない**。（H27.7.7時点）
- ・ フランチャイズの外皮計算サービス利用経験があるが、**提案建材をそのまま採用**しているため、性能の程度は理解していない。
- ・ 各種制度の利用経験がなく、**手間と費用がどの程度発生するか分からない**。
- ・ 邸ごとの計算は困難なので簡略な仕様規定を望む。

②人員不足

- ・ **専任事務がない**ため、顧客対応担当が申請するため、**手間がかかり苦勞する**。

【外注対応の場合】

①外注先確保の困難さ

- ・ **繁忙期は外注先が一杯**になることがある。

②外注費用の確保の困難さ

- ・ 申請費用は、顧客に転嫁できないと思うので、**外注利用できない**。

住団連ヒアリング⑦ (補足) 関連事業者の指摘

○状況認識不足

- 「どうにかなるだろう」「本当にやるのか」といった声も聞こえており、**危機感がない経営者**が多数存在する。(経営が順調、リーマンショックや平成19年改正を乗り切った経験等が根拠)
- 性能向上のコストアップは、**顧客に価格転嫁できない**と考えたり、**値引対応**すればよいと考える経営者はまだ存在する。

○理解不足 (事業者・顧客)

- 顧客の関心は、耐震性能や太陽光、高効率給湯器等の設備。省エネ性能や断熱材等には関心が低く、顧客要望に連動して**工務店自体の理解も不十分**。
- **顧客要望による競合**が増えれば、工務店も変わらざるを得ない。

○経験不足 (事業者)

- 中小工務店のほとんどが300㎡以上の実績がないため**届出対象が無く、申請経験がない**。

○その他

- **省エネ計算をやりたがらない設計事務所**が多い。
- 代替わりをきっかけに、リフォームへの**転業や廃業**もあるのではないかと。

○ 地域工務店の実像

- ・小規模事業所では設計を外部に依頼する者が多い。
- ・長年地域密着で営業してきた実績による口コミ等による集客。
- ・新築や大規模なリフォーム現場での見学会を開催し、他社との差別化を宣伝。
- ・近年ではホームページによる成約も多く見られる。

○ 省エネ基準適合への課題

- ・省エネ性能に関しては太陽光発電など、顧客は目に見える設備等への関心がとても高い傾向が見られ、躯体自体の持つ性能には関心が低く、これらに連動し工務店の対応も十分に進んでいない面がある。
- ・仕様の性能アップによる価格の上昇をとまなうもので顧客からの要求も少なく、工務店側もあえて性能アップを進めることは少ない。
- ・設計を外注する工務店では、依頼先の事務所の専門性によるところが多々見られる。
- ・設計を自ら行う工務店でも、省エネ計算や申請手続きの経験がない者が多々見られる。

⇒ ●現状で基準適合の義務化が行われれば、省エネ計算等の経験のない多くの工務店で業務に大きな支障が発生する恐れがある。
●また、一般消費者の省エネ基準適合への認知が進まない中、コストアップをとまなう基準適合の義務化が行われれば、工務店は営業面で非常に難しくなる恐れがある。

○ビルダーとの違い

- ・デベロッパー色が強い事業者では、省エネに詳しい技術者が不足している。
 - 省エネ計算外注によるコストアップ、計画変更による設計工程の遅延
 - 顧客に省エネ措置の意義等を技術的に説明するスタッフの確保が困難

○立地と相場価格

- ・交通の利便性等から決まる相場価格に縛られる傾向が極めて強い。
 - 物件総額の割に省エネ性向上分を価格転嫁できる余地は限定的

○仕様調整

- ・住戸ごとではなく、団地・住棟単位で仕様を調整する必要性が高い。
 - 戸建て住宅：最も不利な棟に合わせた仕様設定によるコストアップ
 - 共同住宅：最上階、中間階住戸等で同一レベルの外皮水準確保が困難

○ワンルームマンションの事情

- ・在宅時間、エネルギー消費が元々少ない単身居住者への訴求が難しい。
 - 内断熱採用による省エネ性向上より優先順位が高くなる専有面積の確保

○住宅の省エネ性能の向上に向けて

- ・住宅の省エネ性能の向上は、全体の底上げとトップアップ、この両面が大切である。
- ・省エネ性能の優れた住宅の供給に向け、ZEHに取り組んでいる事業者（ZEHビルダー）もいる。
- ・ZEHビルダーはZEH供給に対して自主目標を定め、普及促進に向けた取組みを進めている。
- ・省エネ性能向上に向けた支援策の充実も必要。
- ・省エネ基準の合理化（例えば、床暖房設備、換気設備）や柔軟な運用も必要。

JBN・全国工務店協会の状況

○活動・取組

JBN・全国工務店協会（以下、JBN）は長期優良住宅法施行の頃、変化する時代情勢に地域工務店が対応できるように、またサポートできる体制が必要と創設された団体でもある。その上で、JBNは様々な施策対応をと、住宅の良質化や省エネ化に資する事業や施策支援に取り組んできた。

（主な事業は以下）

■主な取組事業

- ・超長期優良住宅先導モデル事業
- ・地域ブランド化事業
- ・地域グリーン化事業
- ・長期優良住宅リフォーム推進事業 他

■省エネ施策支援に向けた活動

- ・住宅省エネ技術者講習会（事務局：木を活かす建築推進協議会）
→ 同講習会のテキスト作成、講師育成の他、講習会を担う各都道府県の地域協議会の一部を地域連携団体が取組んでいる。

*JBN地域連携団体（地方）の取組事例より

- ・住宅省エネルギー技術講習会（2012年～）や、同団体主催のオープン開催の温熱教室（2013年～現在）などの効果により、会員工務店単独で、省エネ基準に対応出来る割合は70%を超えている。
- ・設計事務所会員の外皮計算、一次エネルギー計算のサポート体制及び、当団体の賛助会員で、省エネ基準に関連のある流通業者の制度対応力はすでに90%を超えている状況。

⇒省エネ基準適合義務化に対応するための地域サポート体制は充実してきている。

○情報ルート等

- ・会報誌による施策情報の提供
- ・JBN本体、各地域連携団体による講習会の定期的実施 他

○省エネ基準適合義務化に向けた現状・課題・懸念のまとめ

●現状

- ・これまで取り組んで来た事業や省エネ施策支援等を含め、一定程度の会員事業者が省エネ基準へ理解、経験があるものと思われ、全体として省エネ基準適合義務化への意識は高いと考えられる。
- ・一方、現状は任意の制度であり、義務化も決まっていないことから、全てにおいて計算等確認を行っていない可能性と、省エネ基準適合を先延ばしにしている会員工務店も存在している。

●課題

- ・JBNとして、全国の会員工務店に向け同一なサポートまでには至っていない。
- ・先導的な地域連携団体の取組事例の全国共有を図るべく、団体の体制を強固にしていく必要がある。

●懸念

- ・中小工務店はキャッシュフローが経営に大きく影響。自社対応力を進めることも重要であるが、省エネ計算、申請手続き等を外注化する事業者も多く、技術者不足による外注先確保の困難を懸念。
- ・審査機関の審査、手続きの長期化など、会員工務店内で解決し難いような混乱も避けたい。

○今後の取組と見解

JBNでは省エネ基準適合義務化への対応を施してきており、省エネ基準適合義務化が図られたとしても会員工務店への影響は比較的少ないものと思われるが、市場全体に混乱が生じることは否めず、JBNとしては引き続き各地域工務店の省エネ基準適合義務化に対応可能とするべくサポートや活動を続けていく。

温熱環境の向上は、健康増進、快適性向上、光熱費軽減、エネルギー削減につながり、社会・消費者のより豊かな暮らしにつながることを踏まえ、法規制による省エネ基準適合義務の時期にかかわらず、省エネ性能の確保された住まいの良さを業界団体として引き続き周知し、取り組んでいく。